

# 刑事判例研究 (2)

## 中央大学刑事判例研究会

被害者が使用する自動車にGPS機能付きの電子機器を密かに取り付け、被害者の動静を把握した被告人の行為について、ストーカー規制法違反で起訴された事案の控訴審において、当該行為は、ストーカー規制法二条一項一号にいう「見張り」には該当しないと見て、被告人を有罪とした原判決を破棄し、原裁判所に差し戻した事例

海老澤 侑

〔平成三〇年(う)第六八号、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件、福岡高裁  
平成三〇年九月二二日判決、裁判所ウェブサイト〕

### 【事案の概要】

被害者と交際関係にあった被告人は、被害者の行動を確かめ、その男性関係を知りたい思いから、知人Aと共謀の上、平成二八年四月二三日頃から平成二九年二月二三日までの間、次のような行為を行った。

被告人は、被害者が定期的に利用していた美谷室の駐車場又はアルバイトの際に利用していた駐車場（以下、「本件駐車場」）において、被害者所有の自動車（以下、「本件自動車」）にGPS機器を密かに取り付け、約一〇か月間にわたり六〇〇回以上、被告人の自宅等において、被告人の携帯電話を用いて本件GPS機器の位置情報の検索を行い、被害者が本件自動車で移動した位置情報を多数回にわたり取得した。また、本件GPS機器のバッテリーは、満タンの場合であっても一週間から一〇日程度しかもたないため、被告人は、概ね一週間程度の間隔で本件駐車場等に向かい、本件自動車の確認をし、本件GPS機器を充電するために本件自動車からこれを取り外し、充電、取付行為を多数回行った。

これらの行為により、被告人は、本件自動車の位置を探索して被害者の動静を把握した。

一番の佐賀地判平成三〇年一月二三日（LEX/DB二五六一五八〇）は、被告人の行為がストーカー行為等の規制等に関する法律（以下、単に「ストーカー規制法」という）二条一項一号に該当すると判示した。すなわち、「本件で用いられたGPS機能付き電子機器（以下『GPS機器』という）は……、インターネットに繋がっているパソコンや携帯電話を使って位置情報が検索できるものであることに徴すると、GPS機器を自動車に取り付けて被害者の所在する場所の位置情報を検索する行為も『見張り』行為の一態様と解される。そして、『見張り』行為は法文上『住居、勤務先、学校その他その（特定の者の）通常所在する場所付近において』なされるものとされているところ、被害者が日常的に使用している自動車は『住居、勤務先、学校』とは場所的移動を伴う点で異なっているが、本件のようなGPS機器を自動車に取り付けた場合、特定の者が行く先々の位置情報を何時でも検索・把握し得るものであるから、自動車が特定の者の場所的移動の手段として日常的に利用されている限り、自動車自身が『その他その通常所在する場所』と考えるのが相当である」と。

本判決は、この一番の下した判決に対して、被告人側から控訴がなされたものである。

## 【判決要旨】

破棄差戻し<sup>1)</sup>

「『見張り』とは、一般に、視覚等の感覚器官によって対象の動静を観察する行為と解されるところ、……法は、『見張り』について、被害者の住居等の付近において行われるものに限って、規制対象にしている。そうすると、本件において、本件GPS機器を本件自動車に取り付け、同車の位置を探索して他人の動静を把握する行為は、被害者の通常所在する場所の付近から離れて、携帯電話を用いて、本件GPS機器による位置情報提供サービスを行う会社のホームページに接続して、本件自動車の位置情報を取得することによって行うもので、被害者の住居等の付近において、視覚等の感覚器官によって被害者の動静を観察するものではないから、法所定の『見張り』に該当しないと解するのが相当である」。

「本件GPS機器の取付行為……それ自体は、本件GPS機器を利用した被害者の動静観察の準備行為にすぎず、被害者の動静を観察する行為そのものではないから、これを『見張り』と解するのは困難である。また、「検察官は、」このような準備行為が被害者の通常所在する場所の付近で行われれば、それ以降の本件GPS機器を利用した位置情報確認による動静観察行為が通常所在する場所の付近で行われていなくても、全体として通常所在する場所の付近における『見張り』となると解する合理的根拠も乏しい。そのような解釈は、通常所在する場所の付近で行われたのは、それ自体は『見張り』とはいえず、法二条一項一号には該当しない行為であるにもかかわらず、それと一連・一体であるという抽象的な理由により、その後本件GPS機器を利用するものの、通常所在する場所では行われていない、位置情報確認による動静観察行為を処罰の対象とするものであって、通常所在する場所で行われた『見張り』に限って規制しようとする法二条一項一号の趣旨を逸脱するものといわざるを得ない」。

なお、「本件公訴事実の『被害者が』使用している自動車にGPS機能付き電子機器を『密かに』取り付け」という記載からすると、本件公訴事実には、被告人が、本件自動車に本件GPS機器を取り付ける際に、付近に被害者がいないかどうかを確認するなどして、被害者の動静を観察する行為が含まれていると解する余地があり、仮にこれが含まれているとすると、その行為が、被

害者の通常所在する場所の付近における「見張り」に該当するとみる余地がある」。

## 〔研究〕

### 一 問題の所在

#### 1 ストーカー規制法二条一項

ストーカー規制法において規制対象となる「つきまとい等」は、本法二条一項各号に規定されている。各号の行為は、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的をもって行う必要があるところ、本判決では争点とはなっておらず、この目的は認められているとみなしてよいだろう。

他方で本法は、その規制理由を、ストーカー行為等が次第にエスカレートしていく結果、個人の身体・自由・名誉に対して危害を及ぼすことになるとともに、その行為自体が国民の生活の安全と平穩を害する点<sup>(2)</sup>に求めるが、①許されざる早期処罰の可能性、②ストーカー行為と類似した行為、例えば報道機関、調査業者等の行為自体は保護する必<sup>(1)</sup>要から、右記目的を要求した上で、条文上「つきまとい等」の行為を八つに限定して規制している。

#### 2 GPS機器を用いた行為の「見張り」該当性

近年のストーカー事例では、被害者が使用する自動車等にGPS機能付き電子機器を取り付けて、本人の位置情報を探索、取得する行為が問題となっているところ、これまでの裁判例においては、このような行為が、ストーカー規

制法二条一項一号にいう「見張り」に該当するとの判断が出されていた。本法は、平成一二年に施行され、その後平成二五、二八年に、主に行為類型が追加される形で改正がなされている。だが、GPS機器の使用についての法制化は現在までなされておらず、本件事案がストーカー行為として処罰の対象となるのか、その理由も含め問われることになる。

### 3 GPS機器の取り付け行為と動静観察行為を一連・一体の行為と見ることは可能か

GPS機器は、その性質上被害者の所在を継続的に監視する性質を有しているために、先ずはストーカー規制法二条一項二号の「監視」規定に該当する可能性が生じる。しかし、本規定は、被害者に対して監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くことを求めており、本判例のようなGPS機器による動静観察行為に留まる場合には適用できない。そこで、「監視」に類似した二条一項一号「見張り」規定の適用可能性を検討することになる。しかしながら、一号「つきまとい、まぢぶせ、立ちふさがり」には場所的・限定が記載されていない一方で、「見張り」には、「住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（住居等）の付近において」行う必要があると規定されている。文言上、行為者が、その住居等の付近において実際に被害者を見ている必要があると読み取れ、この場合であってもGPS機器による監視も「見張り」に含まれるのか、問題となる。

この問題に関しては、近時いくつかの注目すべき裁判例が出ている。これらの裁判例が述べた理由付けを確認した上で、本判決の考察を行っていく。

## 二 関連裁判例

三七八

最初に紹介するのは、東京高判平成二四年一月一八日判時二一九九号一四二頁、「見張り」の意義について初めて判断した事例である。被告人が「見張り」をする行為とは、『対象の動静をある程度継続した時間、監視、注視すること』と解すべきだという主張に対して、東京高裁は次の通り判示した。すなわち、ストーカー規制「法所定の『見張り』の意義についても、このような本法の目的や規制の趣旨に即して解釈されるべきである」とし、「一般に、『見張り』とは、主に視覚等の感覚器官によって対象の動静を観察する行為をいうということができ、したがって、本法所定の『見張り』にも、その性質上ある程度の継続的性質が伴うというべきである。しかしながら、「この継続性は、一般的な『見張り』の概念に内在する性質であって、それに付加して必要とされる要件ではなく、「観察時間が短いことのみを理由に『見張り』に当たらない」として本法の規制の対象から除外すべき理由はない。また、相手方の動静を観察することは、必ずしも一回に相当程度の時間継続して観察しなくとも、ごく短時間の観察を繰り返すことによっても可能であるから、そのように繰り返して観察する場合には、たとえその一環として行われる個々の観察行為自体は短時間であっても、個々の観察行為がそれぞれが継続的性質を有する『見張り』に当たるといえることができる」。

この判決は、法の立法趣旨を確認した上で、「見張り」が有すべき継続性については、一般的な見張りの概念に内在するものと認めつつも、継続性それ自体を独自に要求する必要までは無いと判断したものと考えられる。GPS機器による監視行為の場合、「位置情報の取得行為」といった、それ自体は短時間で達成される行為であっても、東京高裁の考えに従えば、たとえ監視行為が数秒で終了したとしても、住居等を監視される恐れ、不安感が認められ、結

果「見張り」に該当する可能性が生じてくる。

加えて、GPS機器による監視行為は、大きく「取り付け行為」と「動静観察行為」に分かれており、如何なる行爲をもって「見張り」該当性を考えるのか注意する必要がある。この区別については、まず福岡高判平成二九年九月二二日高刑速（平二九）号二八二頁が、一つの解決策を提示している。事案は、被告人が別居中の妻に対する恋愛感情、怨恨感情を充足させる目的で、妻及びその交際相手に対して、兩名の自動車にGPS機器を取り付け、兩名の住居付近にビデオカメラを設置し、録画したものである。福岡高裁は、先ず二条の目的について言及した後で、本件監視行為について次のように判示した。すなわち、「ストーカー規制法は、二条一項二号で『監視していると思わせるような』行為をも処罰対象にしていることからすると、電子機器を用いた『監視』といえれば、直ちに同項一号の『見張り』に該当しないという解釈が適切であるとはいえない。『見張り』は、構成要件上、対象者の住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）付近で行われることが予定されており、必ずしもそれが要素とはならない『監視』と完全に重なり合うものではないが、監視のための電子機器等の取り付け又は設置が、対象者の住居等付近において行われれば時間的には短い場合が多いものの、文字どおり見張りをしたと解されるし、また、構成要件上、被害者が『見張り』行為の対象に置かれていることを直接、同時的に知る必要はないというべきである」と。

この判決は、GPS機器及びビデオカメラによる監視行為が「見張り」に該当するか争点となり、これを肯定した初の高裁判決とされる。もつとも、「見張り」を肯定するにあたって、電子機器を用いた場合であっても「見張り」に該当する余地があるということを明言し、GPS機器、監視カメラの取り付け、設置行為が認められたことをもつ

て、「見張り」に当たるとされている。そして、被害者がGPS機器などの監視を直接、同時に知る必要がないという判示から、動静観察行為を事後的に行った場合でも、「見張り」が認められ得ることを示したと考えられる。

だが、住居等の付近において取り付け、設置行為をしたことで「見張り」に該当するといえるのか、換言すれば、動静観察行為について具体的な説明がなされていない点については、更に検討が必要である。これについては、その後の動静観察行為をも「包括した全体としての『見張り』行為について、場所的要件の存否を一体的に判断し」たと推測する説明も見られるところ、確かに「見張り」目的で住居等に監視カメラを設置すれば、通常は、その後動静観察行為に移ることから、本判決も、取り付け、設置行為をもって、「見張り」に該当し得ると判断したといえる。

以上より福岡高裁は、住居等の付近におけるGPS機器の取り付け・設置行為と、その後の動静観察行為を一連一体のものとして捉えて、「見張り」に当たるとの見解を提示した。同様の見解をより詳細に判示したのが、福岡地判平成三〇年三月一二日LEX/DB二五五六一五七九である。被告人は、被害者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、被害者所有の自動車に駐車された駐車場付近で、同車の存在を視認することによって被害者の動静を把握するとともに、同車にGPS機器を密かに取り付け、約三週間、多数回にわたって同車の位置情報を探索、取得することにより、被害者の動静を把握したものである。福岡地裁は、「見張り」とは、「相手方の動静を直接観察することは必須ではなく相手方が通常使用する物や建物の状況を観察することによって相手方の動静を把握する行為が含まれると解すべきであるし、電子機器等を使用して相手方に関する情報を取得することを通じてなされる動静観察行為も含まれると解すべきである」とし、「本件GPS機器を本件自動車に取り付ける行為は、必然的に本件自動車の状況確認を伴うという点でそれ自体にZ二「被害者」の動静



把握の性質がある上、その後に予定している本件位置情報取得行為と強い関連性・一体性があり、本件位置情報取得行為と分断して単なる準備行為と捉えるのは妥当でない。そして、本件位置情報取得行為は、いずれも本件自動車から離れた場所でなされており、それだけを取り出せば乙二の通常所在する場所の付近における見張りとはいえないが、被害者が日常的に利用する本件自動車の保管場所「でなされた本件GPS機器の取付け行為と一体のものとしてみれば、全体として場所的要件も充足するというべきである」としたのである。

本判決も、福岡高判平成二九年の理論構成と同様の判断を下したものといえるが、位置情報取得行為との関連性にも触れた点は注目に値する。すなわち、第一に、電子機器を使用した位置情報取得行為も「見張り」に含まれること、第二にGPS機器の取り付け行為と位置情報取得行為とが強い関連、一体性を有することから、被告人の行為は、全体で住居等の付近でなされた「見張り」に該当する、とした点である。本判決は、福岡高判平成二九年の理論構成を、より詳細に基礎付けたものといえる。

しかし、福岡地判平成三〇年の控訴審である福岡高判平成三〇年九月二〇日裁判所ウェブサイトに、これまでの理論構成を否定する立場に立つ。すなわち、「『見張り』は、その行為者が行為時に所在する場所によって当罰性が左右され、同場所的要件を充たす場合のみがその余の行為と同様の規制を受ける行為なのであるから、観察行為自体に行為者の感覚器官が用いられることを当然の前提にしていると解するのが自然である」。法の「解釈はあくまで法文の文言の枠内で理解できる範囲に限られ、これとかい離して処罰範囲を拡張することは許されない。そして、これまで述べた点を考慮すれば、『視覚等の感覚器官を用いた』動静観察行為であることは、本法二条一項一号に規定される『見張り』という文言の基本的で重要な要素といふべきである。」また、実際にも、相手方の動静を把握するための

情報取得行為一般が『見張り』に該当し得ると解した場合には、例えば相手方のいわゆるSNSを継続的に観察して動静情報の収集をする行為等もその定義に包摂され得るのであって、『見張り』概念の辺縁が不明確となり、国民にとっての予測可能性が確保し難いものとなってしまう。感覚器官の作用を補助し又は拡張する双眼鏡等の道具を用いることは別論として、感覚器官の作用とは全く異なる機構によって相手方の動静情報を収集する機器を用いる行為は、更なる『見張り』等のための準備、予備行為とはなり得ても、『見張り』の実行行為そのものではない」とし、GPS機器を用いた位置情報取得行為は、「見張り」に当たらないと判断した。

そして、取り付け行為と位置情報取得行為との関係については、「GPS機器取付行為と各位置情報探索取得行為はそれぞれ客観的には別個になされた行為であり、かつ、後者こそが動静情報の収集行為であり、当罰性の中心である。それにも関わらず、前者と後者とが評価として一体であるという理由で、可罰的な『見張り』を限定する場所的要件を後者につき不要とするのは、同要件を実質的に無意味化するものであり、解釈として許されない」として、それぞれは、別個の行為であると判示した。

このように、立て続けに類似の事案が現れ、それに対して異なる判断が出ていた中で、今回紹介する福岡高判平成三〇年九月二一日が、GPS機器を用いた位置情報取得行為に対して、「見張り」を否定する立場を表明している。左記では、若干ながら本判例の理論構成等を検討していきたい。

### 三 検 討

#### 1 GPS機器の取り付けによる「見張り」該当性

ストーカー規制法二条一項一号にいう「見張り」には、文言上「住居等の付近において」行うことが求められている。見張り行為は、「つきまとい等」と同じ一号に掲げられていることから、行為者が、数分程度であれ「実際に」住居等の付近において行う必要があると読み取るべきである。

他方で、情報技術の進展により、サイバーストーカーキングの存在も問題視されるようになってきた。もちろん、そのようなストーカー行為に対処するため、平成二五年の改正によって、連続してメールを送信する行為が、平成二八年の改正によって、SNS等によるメッセージの連続送信行為が「つきまとい等」の行為類型に含まれている。しかし、今回検討の対象であるGPS機器による監視行為を直接取り締まる規定はいまだ存在しておらず、その中で、GPS機器の取り付け、被害者の動静観察行為をも、ストーカー規制法二条一項一号にいう「見張り」に含めてよいかが問題となる。

そもそも、「住居等の付近において」なされることを要件とする「見張り」について、この場所的要件は、行為者に求められているのか、それとも被害者にあれば十分とするのが問題となり得るところ、本判例は、見張りの際に、「行為者」が住居等の付近に滞在することを求めた。「見張り」行為は、その他の類型である「つきまとい」、待ち伏せ、押し掛け、うろつき」という直接的な接触を伴う行為類型と並べて規定されていることから、立法趣旨に鑑みても被害者との接触可能性が求められていると考えられる。加えて、当該行為は、文言上、被害者との直接的な接触が予定されていない、つまり、原則的に被害者の身体の安全に対する不安の惹起ではなく「住居等の平穏や行動の自

由に関する不安の惹起」を防止することに主眼がある<sup>(6)</sup>とされている。被害者との直接的な接触を求めていない点から、GPS機器による動静観察行為も「見張り」に当たり得ると考えることも可能ではあるが、他方でこの行為は、あくまで取り付けられた物体の所在地を明らかにするものであつて、行為者の滞在場所に制限はなく、それはつまり「住居等の付近」において行うものとはいえないと考えられる。仮に「住居等」の主体を被害者と解した場合には、行為者に場所的限定はかからないといえるかもしれない。しかし、本判例は、条文の文言を素直に読み取り、主体である行為者が、住居等の付近にて見張る必要があると解している。この点は、検察側も了解しており、動静観察行為をもつて「見張り」を認定するのではなく、その前に住居等の付近においてなされたGPS機器の取り付け行為も含めて一連一体の行為として「見張り」に当たると主張している。

## 2 GPS機器の取り付け行為と動静観察行為は、一連・一体のものか

それでは、この取り付け行為と動静観察行為は、一連・一体のものと評価することができるのか。本判例は、取り付け行為と動静観察行為をあわせて「見張り」行為に当たるとする検察側の主張に対して、「通常所在する場所の付近で行われた」GPS機器の設置行為「は、それ自体は『見張り』とはいえず、法二条一項一号には該当しない行為である」とし、検察の見解に対して「一連・一体であるという抽象的な理由により、その後本件GPS機器を利用するものの、通常所在する場所では行われていない、位置情報確認による動静観察行為を処罰の対象と」して、本法が「住居等の付近」に限定した趣旨を没却するものと判示した。そして、「監視機器の取り付け・設置それ自体は、相手方の動静を確認することではなく、その準備段階の行為である<sup>(7)</sup>」し、一連の行為と認めたと一審の佐賀地裁の判決

を破棄したわけである。

なお、本判例は、破棄差戻しとされている。この判断について、GPS機器の取り付け、充電行為自体が見張りに当たらないことから、福岡高裁は破棄自判で犯罪不成立とすべきであったと評価することも可能であるが、本判例は、GPS機器の取り付け、充電行為の時に、「併せて」住居等の付近において見張りをしたのかを、改めて審議させるものであり、この点の検討が不十分であったから、改めて審議すべきであると判示したのだと解する。

#### 四 射程及び立法論的課題

##### 1 射程

GPS機器による監視行為それ自体は、個人の移動経路を他者が容易に確認できる性格上、現代社会において個人のプライバシーを侵害し得る行為であることから、一定の法規制が求められることについては、異論は少ないと思われる。しかし、ストーカー規制法が、個人の身体、自由などに対する危害の発生を防止を狙いとする一方で、本法は該当する行為を八つに限定していることから、法解釈も立法者の想定を越えたものは慎むべきである。その意味からも、本判例の考えは、GPS機器を用いたストーカー事案において、文言に忠実に解釈したものだといえ、過度な処罰化に歯止めをかけたものといえる。

##### 2 アメリカにおけるストーカー行為に対する規制

サイバーストッキングが認知され、日本でも法改正によってメール、SNS送信事例に対処するようになった。し

かし、GPS機器による監視行為については、現在まで立法的解決は図られていない。<sup>(8)</sup>この点、ストーカー規制の先進国アメリカにある「ストーカーリングリソースセンター」は、GPS機器を用いた追跡行為も、それ自体が独立した形で、ストーカーリングの一例に含まれると解している。

この事実からも、類似の事案解決のためには、現行法の法解釈ではなく、ストーカー規制法とは別の立法による解決が一つの手段ではないかと考える。

- (1) 評釈として、上田正基「判批」神奈川法学五一巻二号（平成三〇年）四三頁、嘉門優「判批」ジュリスト一五三二号（平成三一年）一六四頁。
- (2) 滝川雄一『知っておきたいストーカー規制法』（平成一三年）六頁、高井良浩「新判例解説三九三回」研修七九一号（平成二六年）二〇頁。
- (3) 橋爪隆「GPS機器を利用したストーカー行為について」酒巻匡他編『井上正仁先生古稀祝賀論文集』（平成三二年）二一九頁。
- (4) 秋山絃範「判批」新報一二二巻三・四号（平成二六年）三一九頁。
- (5) 上田正基・前掲注（1）五一頁。
- (6) 佐野文彦「ストーカー行為に関する解釈論と立法論の試み」東大ロー一〇号（平成二七年）二三頁注七三。
- (7) 永井紹裕「判批」法時一一三〇号（平成三〇年）一三一頁。
- (8) 佐野文彦・前掲注（6）二八頁注九五。なお、鮎田実「アメリカ合衆国におけるストーカーの現状と課題」JCCD一六号（平成二九年）五四頁、長谷川京子・山脇絵里子『改訂ストーカー被害に悩むあなたにできること——リスクと法的根拠——』（平成二九年）五頁。

【附記】

本稿執筆時に、本判例の上告審判決が下された（最判令和二年七月三〇日裁判所ウェブサイト）。検察側の判例違反、法令違反の主張に対し、GPS機器の取り付け行為と身体動静観察行為とは別々の行為と見た上で、結論として、福岡高裁の判決を是認する形で上告棄却が下されている。

（本学大学院法学研究科博士課程後期課程在籍）